

平成 28 年 9 月 1 日

平成28年登米市議会定例会 9 月 定期議会 提案理由説明書

登 米 市 議 会

議員 番

報告第 14 号	平成 27 年度登米市健全化判断比率の報告について
----------	---------------------------

本件は、平成 27 年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 15 号	平成 27 年度登米市資金不足比率の報告について
----------	--------------------------

本件は、平成 27 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 16 号	放棄した債権の報告について
----------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 17 号	登米市土地開発公社の経営状況について
----------	--------------------

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 18 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第 19 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第 20 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 21 号	専決処分の報告について
----------	-------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 75 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 76 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 77 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 78 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 79 号	平成 28 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 81 号	平成 28 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 75 号平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 81 号平成 28 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 8,869 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 495 億 7,485 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、（仮称）登米認定こども園土地取得・造成事業 5,215 万円、経営体育成支援事業 5,252 万円、道路新設改良事業 3,998 万円などを増額して計上しております。

歳入では、市町村合併推進体制整備費補助金などの国庫支出金 5,198 万円、経営体育成支援事業補助金などの県支出金 5,292 万円、前年度繰越金 1 億 318 万円などを計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 2 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 2,047 万円の減額を、後期高齢者医療特別会計の歳出で一般会計への繰出金など 465 万円を、介護保険特別会計の歳出で一般会計への繰出金など 3,536 万円を計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 15 万円を、下水道事業特別会計の歳出で一般会計への繰出金など 6,015 万円を、宅地造成事業特別会計の歳出で土地取得特別会計への繰出金 15 万円を計上しております。

議案第82号	登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、新たに地域密着型サービスとして地域密着型通所介護が創設され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、地域密着型サービスに関する基準等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 8 ページ）

議案第83号	登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、新たに地域密着型サービスとして地域密着型通所介護が創設され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、地域密着型サービスに関する基準等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 49 ページ）

議案第84号	宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第85号	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について

本案は、富谷町が平成28年10月10日から市制施行となることに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく協議をすることについて議会の議決を求めるものであります。

（議案第84号：新旧対照表 56 ページ）

（議案第85号：新旧対照表 57 ページ）

議案第86号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
--------	-------------------------

本案は、富谷町が平成28年10月10日から市制施行となることに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づく協議をすることについて議会の議決を求めるものであります。

（新旧対照表 59 ページ）

議案第87号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
議案第88号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

本案は、富谷町が平成28年10月10日から市制施行となることに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の共同設置規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づく協議をすることについて議会の議決を求めるものであります。

（議案第87号：新旧対照表 60 ページ）

（議案第88号：新旧対照表 61 ページ）

議案第89号	平成27年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
--------	--------------------------------

本案は、平成27年度登米市水道事業会計決算で生じた未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号	平成28年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	-----------------------------

本案は、一般会計から所管換えを受けた土地の一部を返還することで発生する損失について、受贈財産評価額を源泉とする資本剰余金5,559,192円をもって補てんするため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 91 号	工事請負契約の契約変更の締結について
----------	--------------------

本案は、登米市一般廃棄物第 2 最終処分場埋立地建設工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成 27 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	平成 27 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号	平成 27 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号	平成 27 年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第 9 号	平成 27 年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第 10 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成 27 年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか 9 会計の決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第82号関係

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第1章・第2章 (略) <u>第3章 夜間対応型訪問介護</u> <u>第1節 基本方針等 (第45条・第46条)</u> <u>第2節 人員に関する基準 (第47条・第48条)</u> <u>第3節 設備に関する基準 (第49条)</u> <u>第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)</u> <u>第3章の2 地域密着型通所介護</u> <u>第1節 基本方針 (第59条の2)</u> <u>第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)</u> <u>第3節 設備に関する基準 (第59条の5)</u> <u>第4節 運営に関する基準 (第59条の6―第59条の20)</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u> <u>第2款 人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u> <u>第3款 設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u> <u>第4款 運営に関する基準 (第59条の27―第59条の38)</u> 第4章～第10章 (略) 附則 第1条～第13条 (略) (心身の状況等の把握)	目次 第1章・第2章 (略) <u>第3章 夜間対応型訪問介護</u> <u>第1節 基本方針等 (第45条・第46条)</u> <u>第2節 人員に関する基準 (第47条・第48条)</u> <u>第3節 設備に関する基準 (第49条)</u> <u>第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)</u> 第4章～第10章 (略) 附則 第1条～第13条 (略) (心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第15条 （略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条）において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第15条 （略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規

則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 第18条～第29条 (略) (管理者等の責務) 第30条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 第31条～第53条 (略) (管理者等の責務) 第54条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 (略) 第55条～第59条 (略) <u>第3章の2 地域密着型通所介護</u> <u>第1節 基本方針</u> <u>(基本方針)</u> <u>第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護</u> <u>(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能</u>	則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 第18条～第29条 (略) (管理者等の責務) 第30条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 第31条～第53条 (略) (管理者等の責務) 第54条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 (略) 第55条～第59条 (略)
--	--

の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合であつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇

に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備、備品等)

第59条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静

養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1

項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密

着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参

加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

<u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u> <u>(管理者の責務)</u> <u>第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> <u>(運営規程)</u> <u>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</u> <u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u> <u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u>	
--	--

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<u>(衛生管理等)</u> <u>第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u> <u>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村</u>	
--	--

が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的

なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針

並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師、当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備、備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する

場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供する

に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成、変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適

<u>切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護従業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u> <u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</u> <u>(療養通所介護計画の作成)</u> <u>第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u> <u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u> <u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合性を図りつつ、作成しなければならない。</u> <u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u> <u>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u> <u>(緊急時等の対応)</u>	
---	--

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
（管理者の責務）

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならな

い。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に

存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的

<u>なサービスの内容等の記録</u> (4) <u>次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (6) <u>次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) <u>次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> <u>(準用)</u> <u>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u> 第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症_____である利用者（その者の認知症の原因となる疾患	第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症<u>（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）</u>である利用者（その者の認知症の原因となる疾
---	--

が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第61条～第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項

患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第61条～第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項

において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。 第66条 (略) <u>第67条及び第68条 削除</u>	において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。 第66条 (略) <u>(心身の状況等の把握)</u> <u>第67条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(利用料等の受領)</u> <u>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u>
---	--

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第70条・第71条 (略) 第72条 削除	(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u> (2) <u>指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u> (3) <u>食事の提供に要する費用</u> (4) <u>おむつ代</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</u> 4 <u>前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者_____ _____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第70条・第71条 (略) <u>(管理者の責務)</u>
---	---

(運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。_____） (5)～(10) (略) <u>第74条から第78条の2まで 削除</u>	<u>第72条 指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業者の従業員の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業者の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> (運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。<u>第75条において同じ。</u>） (5)～(10) (略) <u>(勤務体制の確保等)</u> <u>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業者の従業員によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u>
--	--

	<u>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(非常災害対策)</u> <u>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u> <u>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u> <u>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>(事故発生時の対応)</u> <u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該</u>
--	--

(記録等の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) <u>次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、<u>第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定</u>は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合に	<u>利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> 3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> 4 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (記録等の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条<u>及び第53条</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合に
--	--

において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

第81条 （略）

（従業者の員数等）

第82条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるも	介護職員

において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替える

第81条 （略）

（従業者の員数等）

第82条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるも	介護職員

	のに限る。)			のに限る。)	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は準看護師		当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____ _____ 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
7～13 (略) 第83条～第86条 (略) (心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第88条～第104条 (略) 第105条 <u>削除</u>			7～13 (略) 第83条～第86条 (略) (心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第88条～第104条 (略) <u>(地域との連携等)</u>		

第106条 （略）	<u>第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> <u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> <u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> 第106条 （略）
------------------	--

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える

_____ものとする。

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条

第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第110条～第126条 (略)

(記録等の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条

_____の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共

第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第110条～第126条 (略)

(記録等の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第72条、第77条

_____,第99条、第102条、第104条及び第

105条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と_____

同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と

読み替えるものとする。

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 （略）

第130条～第147条 （略）

（記録等の整備）

第148条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

____、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 （略）

第130条～第147条 （略）

（記録等の整備）

第148条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

ない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」
と読み替えるものとする。

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目

ない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目

指すものでなければならない。 2・3 (略) (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u> 14～17 (略) 第152条～第175条 (略) (記録等の整備) 第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略)	指すものでなければならない。 2・3 (略) (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等_____又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) 第152条～第175条 (略) (記録等の整備) 第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略)
---	---

(7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は</u>、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」</u> _____と読み替えるものとする。 第178条～第188条 (略) (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合に	(7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u> 第178条～第188条 (略) (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合に
--	---

において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」

と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条～第200条 （略）

（記録等の整備）

第201条 （略）

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看

において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項 中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第190条～第200条 （略）

（記録等の整備）

第201条 （略）

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看

議案第83号関係

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) (利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	第1条～第8条 (略) (利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた

同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第10条～第38条 （略）
（地域との連携等）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 （略）

4 （略）

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症

同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第10条～第38条 （略）
（地域との連携等）

第39条 _____

（略）

2 （略）

対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
---	---	------

(記録等の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
---	---	------

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7～13 (略) 第45条～第61条 (略) 第62条 削除	7～13 (略) 第45条～第61条 (略) <u>(地域との連携等)</u> 第62条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> 2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行</u>				

第63条 （略） （記録等の整備） 第64条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）～（7） （略） （8） <u>次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> （準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）<u>から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運</u>	<u>う等の地域との交流を図らなければならない。</u> 4 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> 5 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> 第63条 （略） （記録等の整備） 第64条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）～（7） （略） （8） <u>第62条第2項</u> _____ に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用） 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）<u>及び第38条</u> _____ の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運
--	---

営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第66条～第84条 （略）

（記録等の整備）

第85条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」

営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える

_____ものとする。

第66条～第84条 （略）

（記録等の整備）

第85条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 次条において準用する第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、_____、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規

とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」

と読み替えるものとする。

程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、

第56条中

「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

宮城県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行																																				
別表第 1 （第 2 条関係） 石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、<u>富谷市</u>、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町_____、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、白石市外二町組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、石巻地方広域水道企業団、組合	別表第 1 （第 2 条関係） 石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市_____、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、<u>富谷町</u>、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、白石市外二町組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、石巻地方広域水道企業団、組合																																				
別表第 2 （第 5 条関係） <table><tr><th>選挙区</th><th>選挙の区域</th><th>議員数</th></tr><tr><td>第 1 区</td><td>白石市、名取市、角田市、岩沼市</td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 2 区</td><td>塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市、<u>富谷市</u></td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 3 区</td><td>石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市</td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 4 区</td><td>蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町</td><td>2 人</td></tr><tr><td>第 5 区</td><td>松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町_____、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町</td><td>3 人</td></tr></table>	選挙区	選挙の区域	議員数	第 1 区	白石市、名取市、角田市、岩沼市	1 人	第 2 区	塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市、 <u>富谷市</u>	1 人	第 3 区	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市	1 人	第 4 区	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町	2 人	第 5 区	松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町_____、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	3 人	別表第 2 （第 5 条関係） <table><tr><th>選挙区</th><th>選挙の区域</th><th>議員数</th></tr><tr><td>第 1 区</td><td>白石市、名取市、角田市、岩沼市</td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 2 区</td><td>塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市_____</td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 3 区</td><td>石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市</td><td>1 人</td></tr><tr><td>第 4 区</td><td>蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町</td><td>2 人</td></tr><tr><td>第 5 区</td><td>松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、<u>富谷町</u>、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町</td><td>3 人</td></tr></table>	選挙区	選挙の区域	議員数	第 1 区	白石市、名取市、角田市、岩沼市	1 人	第 2 区	塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市_____	1 人	第 3 区	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市	1 人	第 4 区	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町	2 人	第 5 区	松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 <u>富谷町</u> 、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	3 人
選挙区	選挙の区域	議員数																																			
第 1 区	白石市、名取市、角田市、岩沼市	1 人																																			
第 2 区	塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市、 <u>富谷市</u>	1 人																																			
第 3 区	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市	1 人																																			
第 4 区	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町	2 人																																			
第 5 区	松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町_____、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	3 人																																			
選挙区	選挙の区域	議員数																																			
第 1 区	白石市、名取市、角田市、岩沼市	1 人																																			
第 2 区	塩竈市、大崎市、多賀城市、栗原市_____	1 人																																			
第 3 区	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市	1 人																																			
第 4 区	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町	2 人																																			
第 5 区	松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 <u>富谷町</u> 、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	3 人																																			

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行												
第 1 条～第 4 条 略 (議員の定数) 第 5 条 2 組合議会の議員の選出方法及び選出議員の数は、次のとおりとする。	第 1 条～第 4 条 略 (議員の定数) 第 5 条 2 組合議会の議員の選出方法及び選出議員の数は、次のとおりとする。												
<table><tr><th>市 町 村</th><th>選出方法及び選出議員の数</th></tr><tr><td>気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、<u>富谷市</u></td><td>上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名</td></tr><tr><td>蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町____、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町</td><td>上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名</td></tr></table>	市 町 村	選出方法及び選出議員の数	気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、 <u>富谷市</u>	上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町____、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名	<table><tr><th>市 町 村</th><th>選出方法及び選出議員の数</th></tr><tr><td>気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、<u>_____</u></td><td>上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名</td></tr><tr><td>蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、<u>富谷町</u>、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町</td><td>上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名</td></tr></table>	市 町 村	選出方法及び選出議員の数	気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、 <u>_____</u>	上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名	蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 <u>富谷町</u> 、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名
市 町 村	選出方法及び選出議員の数												
気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、 <u>富谷市</u>	上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名												
蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町____、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名												
市 町 村	選出方法及び選出議員の数												
気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、 <u>_____</u>	上覧に掲げる市の長の互選により選出された者 3 名												
蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 <u>富谷町</u> 、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	上覧に掲げる町村の長の互選により選出された者 5 名												
3 略	3 略												
第 6 条～第 1 4 条 略	第 6 条～第 1 4 条 略												

別表	別表
気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、<u>富谷市</u>、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町_____、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市_____、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、<u>富谷町</u>、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

59

59

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第 1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町_____・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・<u>吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合</u>・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・白石市外 2 町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合	別表第 1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・<u>富谷町</u>・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・<u>吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合</u>・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・白石市外 2 町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
(共同設置する地方公共団体) 第1条～10条 (略) 附則 (略) 別表第1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町_____・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・<u>吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合</u>・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・白石市外2町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合 以下 略	(共同設置する地方公共団体) 第1条～10条 (略) 附則 (略) 別表第1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・<u>富谷町</u>・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・<u>吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合</u>・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・白石市外2町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合 以下 略